

第7回政府と市民セクター等との
公契約等のあり方等に関する専門調査会
議事録

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付

第7回政府と市民セクター等との公契約等のあり方に関する専門調査会

議事次第

日 時：平成23年7月6日（水） 10:00～11:48

場 所：中央合同庁舎第4号館 403号室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 政府と市民セクターとの関係のあり方等について
- (2) 意見交換

3. 閉 会

○稲継座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会」を開会いたします。

本日は、濱口委員、横石委員、松原委員は所用により御欠席となっております。

また、「新しい公共」推進会議からオブザーバーとして、兼間委員、黒田委員、坪郷委員、藤岡委員に御参加をいただいております。

前は、調査会としての報告のたたき台について御議論をいただきましたが、その後、委員の皆様からの御意見や関係各省への照会結果を基に、その修正案を作成し、事務局からメールで皆様に御確認をいただいております。何度かキャッチボールをさせていただきました。

その結果が、既に事前に事務局よりメールでお送りいたしております、資料1の報告案となります。本日は、まずこの報告案のとりまとめを行わせていただきたいと思います。内容について、井野参事官より御説明の方をよろしく申し上げます。

○井野内閣府参事官 それでは、御説明させていただきます。資料1でございますが、前回の調査会でたたき台としてお示ししておりましたけれども、今、座長からお話のあったとおり、そこからいろいろと調整をして、本日の案をお出しさせていただきます。主に前回のたたき台からの修正点につきまして、御説明をさせていただきますと思います。

まず全般を通じまして修正した点といたしまして、前回の議論を踏まえまして、地方公共団体という用語は地方自治体に統一しております。中身の課題のところではいろいろ記述がございますけれども、課題の書き方のところで客観的な調査データがないものについては、断定的な言い方をするのではなくて、何々しているとの指摘があるというような形で語尾を統一させていただきます。

それでは、個別に順に変更点等を御説明させていただきます。

まず①ページの「はじめに」。一番下のパラグラフで、「新しい公共」の担い手の資金的基盤を支える構成要素として、前回、寄附と行政からの委託収入と二本柱で挙げていたけれども、事業収入も大きなものとしてありますので、事業収入を加えてございます。

2ページ「1. 基本的考え方」。上から3行目、担い手の能力が、ここは前回の御議論を踏まえまして、最大限に発揮されることが不可欠であると表現を適正化しております。

多様なニーズの吸上げとしていたところを「受け入れ」。

対等性の確保のところでは、担い手を下請けとしてではなくという表現を「パートナーと位置付け」と表現を適正化しております。

社会的価値の重視のところでは、安全性、雇用の確保とあったのを「安全性、雇用及び適切な労働環境の確保」というふうに、これは委員からの御意見を踏まえて修正をしております。

個別の論点の方に移ります。3ページの「①参画機会の確保」でございますが、これも御意見を踏まえまして、四角の中のポツの上から1つ目、2つ目につきましては、まず予算要求前に政策提案をオープンに受け付ける要求前の話と、予算成立後に市民セクターが応募することのできる事業について、可能な限り情報を集約して公表するよう努めると整

理して、具体的に書かせていただいております。

一番下のポツにつきましては「参画機会が特定の団体や個人に偏らず、広く公平に開かれるよう留意する」とありますけれども、ここにつきましてはもう少し強く、具体的にということで「無作為抽出型ワークショップ（市民討議会等）や討議型世論調査などの手法により」ということで書かせていただきました。

4 ページの四角の中、「その際」の次の文章「提案制度を所管する部局が一元的な窓口となって事業実施部局を統括し、調整する役割を果たすなど、制度が円滑に運営されるよう工夫することが望ましい」。単に縦割りを廃しましよというだけではなくて、どの部局が何をやるかということをより明確に記述しております。

「(2) 適切な担い手の選定」。まず最初に「①参入規制の緩和」の項目を大きく付け加えさせていただきました。これは前回のたたき台では全体を通して、具体的な制度改正につながる提言が少ないという印象がありましたので、少しでも具体的な話があるところは入れるべきという観点で入れたものでございます。

現在の法令で特定の法人を事業主体として規定することにより、他の法人等の参入を拒んでいる事例が幾つかございます。したがって、そういった特定の法人を事業主体として規定している法令を改正するべきであると明記してございます。

5 ページにまいりまして、指定管理者制度の運用の記述でございます。ここは四角の中で②の書き方でございますが、これは総務省の通知の趣旨を明確に余りはしよらずにきちんと書くべきであるという御指摘をいただきまして、そのように丁寧に書かせていただくことといたしました。

5 ページの一番下、契約書の作成にあたっての対等性のところでございます。四角の中の書き方で1 行目の後半のところ、漫然と前例を踏襲することなく、事業の内容や性格を十分考慮した上で、可能な限り、次のようなことに努めるということで、若干丁寧に書かせていただきました。

6 ページ「②仕様書や契約書の柔軟化と成果目標の明確化」。ここでは前回の御議論で仕様書などの書き方について、細かく定められ過ぎているという問題がある一方、アバウト過ぎても困るという指摘をいただきまして、結局、受注側の意見もよく聞いて、こういうものはつくっていくべきではないかという方向の御議論があったかと思っておりますけれども、このところは少し整理させていただきまして、仕様書の話と契約書の話を書き分けることで整理させていただきました。仕様書というのは発注側が示すものでございますので、この辺について、余り協議してつくるという性格のものではございませんので、こちらの仕様書につきましては、内容に応じた適切なものにするということを明確にしております。更には、成果目標に向けて創意工夫を発揮するという観点も含めて、細か過ぎるということは問題であるという課題を指摘しております。

一方で、契約書の方につきましては、契約というのは相方の合意に基づくものでございますので、担い手との協議の必要性を明確に書かせていただきました。前回の会議でも御指摘のあった再委託の話でございますが、特にといたしまして、再委託を当然のこととし

て禁じる場合などが、相互の意見交換が十分になされないまま、プロセスの自由度を制限している例として指摘させていただいております。それに応じまして、四角の中の提言内容につきましても、仕様書と契約書を書き分けて整理させていただきました。

「③複数年度を視野に入れた契約の推進」は、前回、たたき台では地方自治体についてのみ指摘をしていたわけですがけれども、国につきましても国庫債務負担行為を行う場合に、しっかりその対象分野や適用の考え方を明確化することによって、より複数年度契約の取組みを促すべきであるということを書かせていただいております。

これにつきまして、実は別途、公共サービス改革プログラムという行政刷新会議の方でも議論をされている文書がございますけれども、国庫債務負担行為の対象分野や適用の考え方の明確化という点につきましては、そちらの方でも指摘を受けているところでございます。

それに加えて、地方自治体の方につきましても、より内容を明確化して、長期継続契約につきまして、はっきり明記しております。長期継続契約につきましては、ほとんどの自治体で条令において既に定められているということですがけれども、実際の運用がそれほど積極的に行われていないということで、そういった指摘にさせていただいております。

積算、支払いの在り方のところでは、まず間接費等の積算のところ、課題のところの2行目「業務の専門性等に応じた人件費の単価の根拠がまちまちであったりすること」ということで、業務の専門性に応じたということを追記させていただいております。

8 ページでは「②支払方法の適正化」。こちらにつきましては、3行目、こうした中で、国や地方自治体において、前例踏襲等により、事業の内容に応じた適切な支払方法を選択できていない場合があり、その結果、次のような指摘があるということで、事業の内容に応じた適切な支払方法を選択できていないということを追記させていただいております。

新たに付け加えた指摘といたしまして、前金払いや概算払いにつきまして、これが可能であるにもかかわらず、受注者が希望しても、運用上これを受け付けない場合があるということで、そういったことについては適切に対応すべきであるという提言につなげて、この点についても付け加えさせていただいております。

この点につきましては、昨年の「新しい公共」円卓会議からの議論を踏まえたものでありまして、NPO 等の中には資金繰りがなかなか厳しいところがありますので、できるだけ概算払いで早くキャッシュを流してもらいたい必要があるというような指摘が前々からあったところでもあります。そういうことができない場合には、つなぎ融資などの制度が必要であるという議論にもつながっていったわけですがけれども、概算払い等ができるところはできる限りやるということでございます。

9 ページ、四角の中に教育機関について、大学等のということで明記いたしました。御指摘を踏まえて、専門家による各種団体等とも連携ということで、これにつきましても付け加えてございます。

10 ページの一番最後、市民活動の啓発のところですがけれども、その際ということで2行

付け加えました。「企業における休暇制度の充実など、従業員の市民活動への参加を奨励する取組についても、啓発を行う」。広くということですので、企業についても併せて記述をしたということでございます。

11 ページ以降の「3. 参考事例」につきましては、委員の皆様方からいただきました御提案を加えまして、充実させていただいております。国分寺市、佐賀県などの提案型協働事業の活用。横浜市については実際の事業についての紹介。企画競争につきましては佐賀県、豊島区と並べてございます。バウチャー制度につきましても、秋田市の子育てサポートクーポン券、渋谷区の病児・病後児保育利用の例を付け加えております。市民セクターへの参加につきましても、2つお示しをさせていただきました。

14～15 ページ「Ⅱ. 今後の検討課題について」につきましては、大きな変更点はございません。若干のごくマイナーな字句の修正はありますが、基本的にはコンパクト、法人制度、休眠預金について、今後しっかりと調査会で検討していくということで、この3つを今後の課題として明記をさせていただいているということでございます。

とりあえず資料の説明として、以上でございます。

○稲継座長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきました報告案につきましては、先ほども申し上げましたように、何度かメールで皆様方にもお問合わせをしており、親会議の委員の皆様にも御意見を求めておりました。いただいた意見はできる限り、この中に入れていただきました。基本的には御確認をいただいていることとは存じますけれども、今後につながる話として御意見等がございましたら、是非この機会にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 7 ページのフルコストリカバリーのところの第2パラグラフの「市民セクターにおいては、適正な間接費や人件費の精算ノウハウがないことにより、見積書や請求書にこれらの費用を盛込んでいない場合があるとの指摘がある」という表現がありますが、これは意味としてはこういうことですか。NPO 側でノウハウがないので、人件費とか入れていないんだよということですか。前半で、行政サイドでそういうのが前例踏襲になってしまったりとか、根拠がまちまちだったりとかして入れないんだけど、NPO の方もよなくて、ノウハウがないんだよということでしょうか。意味の確認です。

○井野内閣府参事官 両サイドあるという御議論だったかと思います。行政の方でも自分自身で政策コストを把握していないのでしっかり積算できないし、それを見て受ける側の市民セクター側も、ここはこうするべきではないですかというきちんとした提案に恐らく結び付かないという御議論だったと理解しております。

○駒崎委員 私も議論の推移でそうだったか忘れてしまったんですけども、自分自身の経験としては結構、自治体側が人件費が入れる、入れないでねと言われたんで渋々みたいな経験の方が多かったんで、ここは一般的なんですか。NPO 側がわかっていなくてというのは、自治体の制度が整っていなかったり、文化がなかったりということと同じくらい、NPO も積算ノウハウがないことによって、フルコストではないんですか。つまり併記して

いいものなんですかということはいま一度確認できたらなと思うんです。

○塚本委員 関連してですけれども、私も協働事業提案制度とか担当したことがあるんですけれども、自治体は一応人件費を認めていて、一定の基準をつくっているにもかかわらず、非常に低い積算で提案してくる NPO もあるんです。そういった実態もあって、両方がもっと学習すべきであるということでむしろ入れた方がいいんですけれども、ただ、ないと言い切ってしまうと、今、御指摘を受けているノウハウが不足しているとか、ないと言うと、一般にないようなので、それは修正した方が、不足しているくらいに変えた方がいいかと思いました。

○稲継座長 塚本委員の御指摘はごもっともだと思いますので、ここは修文ということで、「人件費の積算ノウハウが不足していることにより」と修文するというところでよろしいですか。では、そのように修文させていただきます。ありがとうございました。

ほかに御意見等がありますでしょうか。では、塚本委員。

○塚本委員 前回の修正意見は十分に反映されていると思うんですけれども、できれば 14 ページの新しい法人制度のところ、14 ページの下から 2 行目「諸外国（イギリス、イタリア、韓国、アメリカ等）の先進的事例や、社会的協同組合、社会的事業所等の考え方も参考にしつつ」とあるんですが、社会的協同組合と社会的事業所だけを例として取り上げると、社会的協同組合が理想系のようなイメージがあります。

私は意見が違いまして、割と行政依存型なのかなと思っているので、前の方でイギリス、イタリア、韓国、アメリカとあるので、社会的協同組合はイタリアですね。例えばイギリスは確かにメリットが弱いと言われてはいますが、コミュニティ利益会社みたいなのが、CIC がありますが、今は多分 5,000 くらいあるわけです。あれは趣旨としては、行政依存型ではないと思います。韓国の認証制度とか、イタリアはどちらかというと行政依存型、言葉はあれですけれども、社会的企業の育成の仕方は行政依存のタイプだと思うんです。

例としてこれを挙げると、例えば補助金とかを支給していくような、社会的企業を育成していくようなふうにとられるので、例示としては、これは書かない方がいいのかもしれないですけれども、コミュニティ利益会社とか、何で社会的事業者が出てくるかよくわからないんですけれども、その辺の例示として、いきなり社会的協同組合が出てくると、これを推奨している理想系のようにとらえられるので、ほかした方がいいのかなと。であれば、イギリスの市場型というか、税制優遇も受けられなくなってしまうコミュニティ・インタレスト・カンパニー、コミュニティ利益会社も例示として挙げた方が選択の余地があるということを示すことになるかと思うので、この辺は検討していただきたいと思います。

○稲継座長 確かにおっしゃるように、この言葉が浮き上がって見えてしまいますね。諸外国の例を参考にしつつ、くらいに直してしまってもいいのではないですか。こういう言葉を入れておく必要がありますか。

○山内内閣府官房審議官 これはむしろ塚本先生なり坪郷先生にもお伺いしたいんですが、ここで言っている例えば社会的事業所の方ですが、こちらについて諸外国で適当な事例がありますでしょうか。あれば、今のような修正でもいいのかなという気はするんですが、

もし教えていただければ。

○稲継座長 坪郷委員、どうぞ。

○坪郷推進会議委員 社会的事業所という形なのか、イタリアの社会的協同組合や韓国の方式は社会的事業所にダブっている部分があると思うんです。特に韓国の場合は法人格の問題ではなくて、支援制度という形でつくられておりますので、そういうことはあるんですが、こここのところの書き方なんです、諸外国の先進的な事例、これは今日、調査報告書が出ていますが、それもあつたんですが、もう一つは内閣府でも専門調査会の調査研究との関係で、日本国内のさまざまな事例の調査を行っていただいていると思うんです。それもやはり参考にしつつということだと思つたんですが、ここで恐らく社会的協同組合とか社会的事業所と挙がっているのは、推進会議でも問題提起がありました、国内での参考事例の一つとして、そういう事例の調査もしていただいているので挙がっていると私は理解をしているんですが、その辺がうまく書ければとは思つた。

ですから、海外の事例と国内での事例を踏まえて、新しい法人制度の可能性も議論をしていくというのが一番の論点だつたと思つた。

○稲継座長 塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 おっしゃつたように、韓国の場合は法人制度ではなくて、認証制度だと思つたんです。社会的協同組合、コミュニティ・インタレスト・カンパニーは法人格の問題なので、諸外国の先進的事例や国内の先進的事例と変えた方が、具体的な社会的協同組合とか社会的事業所等というのは、特に社会的事業所等の場合はそれ自体は法人格でもないと思つたし、社会的にも認知はまだ弱いと思つたので、唐突な感じはします。諸外国の先進的事例や国内の先進的事例の考え方を参考にしつづくらいにした方がいいのではないかと。あえて何かそれを出す必要があるのかがよくわからないです。

○稲継座長 駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 私も今のお話が続くものですが、この法人制度で諸外国を調べていただいたことはいただいたんですが、今後の検討でこれと同じようなレポートがまた来て検討しましたと言つても、余り意味がないのかなと思つたのを得ないかと思つた。今回わざわざ行って調べていただいたので、今後は国内に向けて、では、国内でどうやって新たな法人制度をつくっていくことができるのだろうか。今ある社会福祉法人であるとか、そうした制度との整合性。あるいは今、抱える公益事業法人の問題点を是正するためには、こういった可能性があるのではないかというのは、より建設的かつ生産的なアイデアを出していくというフェーズになっていくのではないかと思つたので、書き方としては諸外国の先進事例をとりあえずベンチマークして、レポートを書きましょうという感じではない検討の方向性が記述されるといいのかなと思つた。

○稲継座長 ありがとうございます。この論点について、ほかにはいかがでしょうか。大体今の塚本委員、駒崎委員の意見に集約されているように思つたんですが、そんな感じで修文をお願いするということによろしいですか。

○井野内閣府参事官 基本的な今後の検討の考え方については、最初のパラグラフで割と

問題意識から、例えばこのパラグラフの真ん中以降で「社会的企業を始めとした担い手が、それぞれの特性を活かしつつ、社会的活動をより円滑に行うことができるようにするため、既存の法人制度との整合性に配慮しつつ、新たな法人制度を設置する場合のメリットなど、『新しい公共』を支える法人制度のあり方について調査会で引き続き検討を進める」と大きな方向性としては書いたつもりです。

その際として付け加えたことについて、バランスの問題等があるのかもしれないので、最初のパラグラフの下のところ、『新しい公共』を支える法人制度のあり方について、諸外国や国内の先進的事例も参考にしつつ、調査会で引き続き検討を進める」と簡潔にしてしまっただけかという気がします。

○稲継座長 それできれいにいったと思いますので、そのように修文をさせていただきます。ありがとうございます。

兼間委員、どうぞ。

○兼間推進会議委員 14 ページの後ろの 2 行「その際」から以降を取ったらいかがでしょうか。激変するような感じがするかもしれませんが、元からなかったと思えば、もう取ったらどうでしょうか。

○稲継座長 取らせていただいて、若干の文言をその上のパラグラフに挿入するというのが今の提案です。

○兼間推進会議委員 挿入するのはどうするか、今おっしゃったことをもう一回教えてください。

○井野内閣府参事官 パラグラフの最後のところですね。「『新しい公共』を支える法人制度のあり方について、諸外国や国内の先進的事例を参考にしつつ、調査会で引き続き検討を進める」。

○兼間推進会議委員 ちょっとした文言ですけども、その中身の説明責任が果たせるかどうかですね。それが果たせないのに、ちょこっと入れておきましょうよということ、どうでしょうかと思うんです。そういうことはないですか。諸外国、国内、国外のことについてですね。

○稲継座長 諸外国については後で説明がありますが、実際に調査をされています。国内についても別途、事務局の方で調査をしてくれていますので、それらを入れて、今後検討していくと。

○兼間推進会議委員 わかりました。それでよろしいと思います。

○稲継座長 そのほかの論点について、何かありますでしょうか。岩永委員。

○岩永委員 2 点だけですが、確認をさせてください。8 ページの真ん中の国と地方自治体は、以下のような取組みを進めるべきということで、「前金払や概算払いが可能な費目について、受注者からの申請に適切に対応し」ている。我々自治体として、そこはよくわかるんですが、「受注者との協議により実施について検討する」と書いてあるんですけども、何を検討するのかなというものが少しよくわからなかったの、そこを確認させてください。

9 ページの下の四角の上の○ですけども、国は市民セクターが云々ということで、契

約の在り方の見直し等を通じて財政基盤を強化すべきである」と書いてあるんですが、国が市民セクターの財政基盤を強化するべきというのがしっかりこないというか、市民セクターの財政基盤を強化するのを支援するとか、そういう意味合いで書かれているのか。その2点、意味の確認をさせていただければと思ったんです。

○井野内閣府参事官 前の方につきましては、これは要するに受注者が希望しても全然受け付けないという問題がよくあるという指摘でございますので、受注者からの申請に適切に対応して、その場合でもできるかどうかわかりませんので、ケース・バイ・ケースだと思いますので、考え方にもよりますし、前払い、概算払いが適切かどうかということもあると思いますので、そこはケース・バイ・ケースで受注者と発注者がしっかり話し合っ、できるかどうかについて検討しましょうという趣旨でございます。

財政基盤の強化につきましては、「新しい公共」支援事業がまさにそれだと思っております。そういった国としての取組みもありますので、特にそういった支援事業などを念頭に置いて書きましたけれども、財政基盤を強化するべきである。ちょっと強いかもしれませんがね。

○岩永委員 要は（市民セクターの）財政基盤を強く、国としては応援しようという意味合いが書かれているということですね。

○井野内閣府参事官 そういうことです。

○稲継座長 今のままだと、ちょっと強いですね。財政基盤の強化を支援するべきであるとか。

○井野内閣府参事官 そう書いた方がいいかもしれません。「財政基盤の強化を支援するべきである」にしましょうか。

○稲継座長 では、今の岩永委員の御意見を受けて、9ページの下の1つ目の○の3行目ですが、最後に「見直し等を通じて財政基盤の強化を支援するべきである」と修文させていただきたいと思えます。よろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

前の方は今の御説明でよろしいですか。

○岩永委員 はい。

○稲継座長 では、ほかにいかがでしょうか。14～15ページは今後、夏休み以降に検討していく課題になりますけれども、その手前までのところの13ページまでについては、今度「新しい公共」推進会議の方で御報告させていただく中身になります。個人的な感想ですけれども、かなり包括的にいろいろなことが盛り込まれたのではないかと。従来の政府と市民セクターの在り方からすれば、かなり大きな前進になり得るものだと思うし、これがどれだけ実行されるかということが一番重要なことだと思いますけれども、非常に事務局の方も頑張っ、皆さんの意見を取り入れる形で修文をいただいたなと思えます。

ほかにいかがでしょうか。市原委員、どうぞ。

○市原委員 1点質問ですが、4ページの参入規制の緩和の枠の中です。先ほど御説明があった、特定の法人を事業主体として規定している法令を改正するべきであるという、文言は強めなんですけれども、これを読んだ人が実際にどんなのがあるんだろうという事例

がわからないんです。それは他省庁との兼ね合いで表現できないということで、こういう形になっているということですね。

○井野内閣府参事官 具体的にここに書き込むのは、所管している省庁との関係で、本当に実際にそういうふう動いてもらう場合にはより詰まった議論が必要だと思いますので、それを個別に書き込むのは今の段階では難しいかと思います。具体的な事例といたしましては、実は第2回目の専門調査会に参考資料としてお出しした、国・地方公共団体における契約等に関する関係法令の概要という資料がございましたけれども、その最後の方に幾つか事例が載っております。

細かいのが多いんですけども、例えば救急救命士法第12条第4項には、救急救命士名簿の登録の実施に関する事務は一般社団法人、一般財団法人のうち、厚生労働大臣が指名するものが実施と、一般社団、一般財団に限られているとか、高齢者等の雇用の安定等に関する法律などでは、シルバー人材センターに関する運営の参入規制がございます。

細かいもので幾つかあるんですけども、こういったものの中から、本当に緩和してもいいものはどれだろうかということは、実際に詰めた議論をしないとイケないと思いますので、個別の記述まではここには書かなかったということでございます。

○稲継座長 よろしいですか。原案については各省協議もやっていただいたんですけども、物によっては結構強硬な御意見もあったようです。ここに個別の法律を書くと、これをやめてとか、いっぱい出てきそうな感じだったので、ぼやかす形で一般論として、今、書いていただいているということでございます。

ほかに。兼間委員、どうぞ。

○兼間推進会議委員 7ページの先ほど御意見をいただいた点ですけども、四角の中の上の「市民セクターにおいて」というところです。「市民セクター等」を加筆しておいた方が得策ではないかと考えます。

先ほどノウハウがないというのを不足しているということで調整したと思うんですが、その前のところに「市民セクターにおいては」というと、市民セクターがとなりますので、「市民セクター等」と入れた方が得策であろうかと考えます。

○稲継座長 等で何が入ることになりますか。

○兼間推進会議委員 市民セクターはノウハウが不足していると断言するようになるので、前段で5ページの「(3)適切な契約のあり方」で「政府と市民セクター等との」で、この「等」は逆に言うと、こちらから何ですかと伺いたいと思います。ここに入れているということでしたら、こちらにも同じようにしたらいいのではないかと考えました。

○稲継座長 今、御指摘をいただいた方は新たに見ますと、5ページの「等」の意味もわからないですね。こちらは取ってしまった方がいいのではないですかね。

○兼間推進会議委員 そちらを取ってそろえるということもいいんですけども、むしろ市民セクターにおいてはノウハウが不足しているということですが、「等」と入れたら、「等」は何ですかと問われたら困るんですが、何か柔らかくなるかなという気がしたんです。

○稲継座長 柔らかくなるというより概念が非常にあいまいになってしまいますから、こ

こは入れるべきではないし、5ページの方は今、御指摘をいただいたように、これは説明ができませんから、こちらを取ってしましましょう。

○兼間推進会議委員 では、そういうことで、「等」をそろえて取ると。

○稲継座長 これは企業は入るんですか。

○井野内閣府参事官 射程の外という。

○稲継座長 今、兼間委員から御指摘がいただきましたように、5ページの方の「政府と市民セクター等」の「等」を取ることにさせていただきます。

○井上委員 確認ですけれども、この文書の中の世界観として、政府と企業と市民セクターの3つのセクターに分割しているという前提でいいわけですね。そう考えたときに、等と入れる必要はないという理解でよろしいですか。

○稲継座長 はい。

○市原委員 それに関連してよろしいですか。今回の報告書のタイトルが「政府と市民セクターとの」ということで、そもそもこの調査会の名称の等が取れているということと、1ページの一番下に市民セクターの定義が書いてございますね。ですから、もう「等」を取って整理をされたということでもよろしいですね。

○井上委員 そうすると見つけてしまいました。1ページの2段落目の一番最後の行「市民セクター等」で、ここも「等」が入っています。

○稲継座長 これは専門調査会の名称に引っ張られているんですかね。

○井野内閣府参事官 これは名称ではないですので、これも取りましょう。

○稲継座長 では、これも取ると。全部平仄をそろえたいと思います。

藤岡委員、どうぞ。

○藤岡推進会議委員 お聞きしたいなと思っていたことが今、議論になりましたので、私もお聞きしたと思います。この専門調査会の名前自体が市民セクター等になっておりましたので、実は市民セクターをどう考えるかが非常に大切なポイントであったと思います。そこで1ページの注1のところ、私もこの考え方には賛同します。市民セクターという名前を使うかどうかは別として、そのセクターの広範なとらえ方をこう考えるということは賛同します。それを市民セクターと呼ぶかどうかということの議論は、恐らくまだされていないのではないかと思います。市民セクターという名前の中に協同組合とか、そういった公益的な活動を行う営利組織を入れるという考え方をするという、かなり大切な発信になると思います。

今の事務局の御説明では、この全部を市民セクターと発信をしていきたいということですので、それで本当にいいかどうかということをごきちんとしてから、推進会議の方でもまた議論をさせていただけたらと思っています。

○稲継座長 ありがとうございます。何か事務局からはコメントはありますか。

○井野内閣府参事官 特にないです。

○稲継座長 塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 関連してです。今の定義のところ、この定義で私はいいと思うんですけれ

ども、注1の最後とところで「公益的な活動を行う営利組織」と入っていますが、この理解としては要するに、株式会社形態でもいわゆる社会的企業みたいに公益的な活動をやっているものがあるので、そういったものを排除しないという意味でとらえられているのか。あるいは大企業のCSRまでここに入れているのかが見えないんです。私は入れた方がいいと思うんですけども、その説明を求められたときにどう答えるか。

これは株式会社形態で公益的な活動をやっている社会的企業と解釈されているのか。あるいは大企業、特に大企業は社会貢献をやるわけですね。それも含めて考えられているのか。それをセクターと呼ぶかというのがあるわけです。イギリスなどの場合はかなり広くとらえていて、前の労働党政権も今の連立政権も、要するに社会的企業もいわゆるサーズセクターとか市民社会セクターなど入れているわけですね。この定義で問題ないと思いますが、要するに公益的な活動を行う営利組織をどのようにとらえられているのかが、ここで共通した理解があるかないか。

今、言ったように大企業のCSRとかではなくて、社会貢献自体を本業としているような、株式会社形態を取るような社会的企業も排除しないという意味でとらえているのか。
○井野内閣府参事官 1つの理解は、このパラグラフの上の方にありますけれども、「新しい公共」の担い手として、市民セクターと呼ぶもの、その他の事業体と書いてありますが、企業、政府があります。要するに企業も「新しい公共」の担い手だと言っているわけですね。その場合の企業は恐らく大企業でCSRのような活動をする場合に、企業が「新しい公共」の担い手として活動するんだという意識だと思います。ですから、大企業がCSRのような活動をするという場合には、恐らくそれは企業セクターとして「新しい公共」に貢献しているのととらえるのが、恐らくこの「新しい公共」推進会議としての感じではないかと思っています。

一方で、市民セクターの定義のところ、公益的な活動を行う営利組織からなるセクターというのは、塚本委員がおっしゃったような社会企業のようなもの。そういったものまで幅広く含み得るということで整理をさせていただいているという理解です。

○稲継座長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 今の御説明に私も賛成ですけども、恐らくこの場で皆さんが同じことを考えられていると思いますけれども、企業のCSR活動はいわゆる企業活動の一環であると。ただし、今の塚本先生からの指摘があったのは恐らく注1の表現として、公益的な活動を行う営利性組織という表現そのものからは、企業のCSRが入ってしまうように見えると思います。本来は公益的な活動を行うかどうかではなくて、恐らく公益を目的とした、つまりミッションとして公益を目的とした営利組織であるかどうかですね。企業のCSRの場合は収益といいますか、利益を目的とした営利組織のうちの公益的な活動ですね。多分この表現がやや誤解を含んでいるというか、CSRを含んだ表現に見えてしまうので、もしかしたら、ここを訂正するともう少し定義がすっきりするのかなと思いました。

○稲継座長 非常におっしゃるとおりだと思います。CSR法は企業セクターに入れてしまうと。公益目的の営利組織は下の方に入れるということであると、注1の表現ぶりを今お

っしやったような形で。

○井野内閣府参事官 公益的な活動を目的とした営利組織にしましょうか。公益的を目的とした活動を行う営利組織。

○稲継座長 公益を目的とした活動、CSR、排除できるか。

○塚本委員 公益目的と言い切ってしまうていいと思います。公益目的の営利組織で、そうするとCSRは入らない。

○稲継座長 私は詳しくないんですけども、語義矛盾はしないですか。公益目的の営利組織は存在すると。市原委員。

○市原委員 私も混乱するので、何となく同床異夢ではいかぬと思いますので、例えば社会的企業を一般的には株式会社〇〇ということで、だれが見ても企業セクターだという第一印象がありますね。ところがその定款は、自分のところは普通の会社と違って公益を目的とするんだと書いてあって、実際の事業も貧困地域において品物をつくって、それを販売するというような活動をやっている団体を社会的企業として高く評価するんですけども、それはこの市民セクターになるのか、企業セクターになるのかというと、事業体の形態と言葉がすんなり結び付かないような気がするんです。

ですから、今その公益を目的とした営利組織と言っても、その判断をどこでするんだと。あくまで実績として、第三者的な評価で公益を目的とした営利組織とするのか。自称でいいのか。何を以て判断するのかがわからなくなってしまいます。

○山内内閣府官房審議官 今のはまさに線引きができる状況になっていないので、だからこそ社会的企業とか法人制度の議論をしなければいけないという状況だと私は理解しています。公益目的の営利組織と言ったときに、きちんとした線引きが現在の段階でできるかという、それはできないと思います。できないのですが、現実に公益の実現を目的として、それをミッションにして活動しておられる、形態としてはその利益を配当する。そういう組織があることは事実なので、むしろ我々としては、そういうものにふさわしい法人形態をどうするかというのが、まさに次の議論。むしろ市民セクターの枠の中に取り込んでいこうという位置づけだという認識でもし一致できるならば、それの方がいいのではないかという気がいたします。

公益目的の営利組織、さっき座長の方から語義矛盾ではないかと言われましたが、営利というのはもうけという意味ではありませんので、利益を構成員に配分するというのが定義ですから、公益を目的として、なおかつ利益を構成員に配分する組織というのは大いにあり得るわけで、そこのところは成立し得ると思います。したがって、先ほど座長がおっしゃった公益目的の営利組織からなるセクターというのを市民セクターの中に取り込むという形で定義をすれば、それでいいのではないかと私は思います。

○稲継座長 坪郷委員、どうぞ。

○坪郷推進会議委員 今、山内さんが言われたように、社会的企業の議論は皆さんと一致していないと思うんですが、市民セクターと言うのだとすれば、市民セクターと企業セクターの中間領域として考えざるを得ないので、これは現状だと思います。両方どちらにも

含まれるという部分が出てきて、あるいはそこを注目した方がいいということで社会的企業の議論はあると思うので、ここは全部入れるということは難しいわけですね。

ですから、一定の定義をしないといけないので、定義をした上で、そういう中間領域の部分を含んでいますよというくらいの共通認識でやるしかないかなと私も思います。

○稲継座長 ありがとうございます。黒田委員。

○黒田推進会議委員 細かいことですが、今のところに一般社団、財団法人というのが入っているんですが、一番下の行の「等の民間非営利組織」に、その上にある組織は全部入っていると読めるのですが、一般法人には営利型も非営利型も両方あるように思います。そこをもしきちんと書くとしたら、もうちょっと違う書き方が必要なのかなという気がいたします。

坪郷委員がおっしゃったような形の間中領域という言い方がいいかどうかわかりませんが、もう少し違う書き方があった方がいいという気がいたします。

○稲継座長 貴重な御指摘をありがとうございます。もしこのままやるとすると、この一般社団、一般財団法人は後ろの方に回ってくるということになりますね。どうするのかということ全体として、今いろいろと御意見をちょうだいいたしましたので、事務局の方で後でまとめていただくということで、預らせてもらうということでもよろしいですか。基本的には先ほどの議論を踏まえる形の修正をするということにさせてもらいたいと思います。

ほかの部分で何かありますでしょうか。黒田委員。

○黒田推進会議委員 これまでの議論をきちんと把握していないかもしれないんですが、7ページにある間接費に関してですが、以前、政府開発援助（ODA）の間接費率について諸外国の調査をしたことがありました。公共事業を担っている企業はたくさんあるわけですが、例えば1つ ODA 事業を見た場合、民間企業と非営利セクターに対する間接費率は違います。そのことはいろいろなところで問題にされてきています。憲法 89 条があるからとか、いろいろな説明があるわけですが、そういったところを見ても、企業と市民セクターとの政府との関係性についてやや複雑なところもあるかと思えます。そういう点も含め、間接費率の積算の仕方について、今後この委員会でもう少ししっかりと議論をしていかれるのでしょうか。

「今後の検討課題」に入ってませんが、更に議論を進めていく御予定なのか、それとも、とりあえずはこの程度に収めて、ボックスに書かれているように個々に対応をしていくということでしょうか。余り根本的なところまでは触れられていないんですが、今後の取組みの姿勢というか、その辺りについても教えていただければと思います。

○稲継座長 その点については、今までそれほど深い議論をここではやってきておりませんでした。どうするかということについても、今ここに書かれているところまでなんです。これをもっとやれということをお親会議の方で言ってもらったら、私どもの方でもう一度突っ込んでやらざるを得ないし、一応もうこの書きぶりで、あとはとりあえず推進していただくということであれば、この書きぶりでとどめるということになろうと思います。

御指摘のとおり今までは余り突っ込んで、比率についての議論はなかったように思います。ここについて、委員の方々から何かコメントがありましたら。井上委員と目が合いました。

○井上委員 私は余りにも日程がここまで合わず、余り出れていなかったのも、済みません。議論がなかったんだなということを確認したいというのが現時点です。正直、重要なところなので、機会と必要があれば、詰めるべきポイントではあるとは認識しています。

○稲継座長 ほかに何か。よろしいですか。

それでは、幾つか修文の御意見をいただいて、この場で修文した部分もございます。例えば1ページの2段落目の下から2行目の「セクター等」の「等」は取るということ。

5ページの(3)の「政府と市民セクター等」の「等」も取るということ。

7ページの4の①の課題の2段落目「積算ノウハウが不足していること」と修文すること。

9ページの下の方の四角の1つ目の○の3行目「財政基盤の強化を支援すべきである」と修文すること。

14ページの「2.『新しい公共』を支える法人制度のあり方」の1段落目の最後のところに、「『新しい公共』を支える法人制度のあり方について、諸外国や国内の先進事例等も参考にしつつ、調査会で引き続き検討を進めるとして、その後の2行は削ってしまうという、この修文については合意をいただきました。

1ページの一番下の(注1)の書きぶりについては、皆さんからいただいた御意見を基に事務局の方で案を練っていただき、これはできましたら座長一任とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、そのように修正の上、皆様にまた改めて送らせていただきます。ありがとうございました。

非常に短期間の間に作成に御協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。本報告につきましては、先ほども少し触れましたが、今後、推進会議の方で御了承をいただくことになっておりますが、政府において本報告に沿った取組みが着実に行われていくということを期待いたしたいと思っております。単に絵にかいたもちに終わるのではなく、きっちりと政府の方でこれをやっていただきたいと思っておりますし、それを我々専門調査会でもしっかりと監視していきたいと思っております。

それでは、議題の次に移ります。専門調査会につきましては、「新しい公共」を支える法人制度のあり方及び休眠預金の活用について、今後も引き続き議論を行うこととしております。恐らくは秋以降に改めてそれらについてじっくり議論をしていくことになるのではないかと思いますけれども、本日はそれに向けた予告編といたしまして、本年2月～3月にかけて、委託により行った海外の法人制度に関する現地調査の概要につきまして、調査を担当していただいた三菱UFJリサーチ&コンサルティングより御報告をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○三菱UFJ 本調査を担当いたしました三菱UFJリサーチ&コンサルティング、本日は

調査をしました3名のうち、私、水谷の方から御説明させていただきます。

参考資料と右肩にありますパワーポイントの資料をごらんいただければと思います。

まず初めに、本調査の目的等について、簡単に御説明を申し上げます。調査の目的ですけれども、社会的企業について、特に海外の事例を取り上げ、必ずしも法人制度に限りませんが、本陣制度あるいはそれに類した認証の制度について現地調査を行うことをミッションにしております。調査に際しましては、イギリスのCIC、イタリアの社会的協同組合、韓国の社会的企業育成法に関する施策とその周辺、アメリカに関しましてはL3C、この辺りについて調査を行っております。

この後の資料ですけれども、全体の資料の立付けといたしまして、各国の制度概要を最初に1~2ページ程度でまとめております。その後ろにヒアリング結果ということで、我々が実際に訪問しましたヒアリングの内容についてまとめてございます。ごく簡単ではありますが、最後にまとめのページを付けておるという仕立てになっております。

では、順番にイギリス、イタリア、韓国、アメリカの順に御説明を申し上げます。

イギリスについてですけれども、CICコミュニティ利益会社と申しますが、これについて2004年にCICの規定が設けられて、2005年に制度化に至っております。現時点で登録されているCICの数は最初のデータで3,500を超える組織数が数えられております。法人登記の際の必須の要件ですけれども、一つはコミュニティ・インタレスト・テスト。これに合格することが必須要件になっております。具体的には設立目的、事業の内容を受益者の観点から記載が求められております。

もう一点がアセットロックと呼ばれる部分でございます。これは構成員に利益分配や資産の分配について一定の制限を課すという条項になっております。

CICですけれども、政府による例えば税制優遇であつたり、入札の際の優先といった条項はありませんで、直接的な資金調達面でのメリットは存在しているものではありません。一方で情報公開という部分では、イギリスのカンパニーズハウスに登録されております事業者の情報公開のデータベースに登録されますので、そういった意味でCICとしての情報公開を政府がサポートしているという状況にあります。

3ページ。CICに関するヒアリングの結果でございます。実際にヒアリングをした団体から得られた意見としましては、例えば1つ目に書いてありますHCDと呼ばれている不動産開発を主に貧困地域で行うことで、貧困地域のリノベーションを行っているような、そういったCICでございます。こちらなどにお伺いしますと、政府の補助を得やすい状況をつくるという意味でCICに魅力を感じたという御意見がございました。これはもう少し細かく申しますと、一般的な営利形態の法人格を取るよりも、CICの方が若干なりとも社会性をPRすることができ、政府からの資金の流入という意味でも意味があるのではないかと考えて、CICを取ったと。

しかしながら、チャリティーにしますと、割とそのメリットは限定的であると。商業活動上の制約がないということが魅力ではあるということで、CICを評価する声がありつつも、直接的な資金調達面でのプラスというものは余り感じていない御様子でありました。

続いて、ECT グループですが、これはグループ全体がバスや公共輸送に関する事業をやっておりますチャリティー団体です。グループ全体がチャリティーになっておりまして、その中に子会社として CIC やジョイントベンチャーを持っているという構造になっております。チャリティーであることから ECT グループ7プラウンドとしてはチャリティーを全面に出している。一方で CIC としての社会的活動を全面に押し出すことは余りないという御意見でございました。CIC の収益は ECT に預けることで、税務面での対策は行っているという御意見がありました。

ほかにも例えばコミュニティマネーという団体に関しますと、政府による積極的な投資がないところが不満といいますか、不足の部分として御指摘があったりとかいうことで、CIC 自体も非常に魅力的な制度ではありながらも、資金調達という意味では余り大きなメリットがあると感じられているところはないというような状況でございました。

続いて、イタリアの社会的協同組合の4ページに移らせていただきます。これは今回調べた制度の中では、比較的歴史が古い法人制度になっております。A型、B型、混合型、コンソルチオ、いわゆるコンソーシアムですが、4つの形態で事業を目的別に類型が分かれております。現在の法人件数は7,300 ございます。

5 ページ、設立の要件とプロセスとしましては、A型の方はいわゆる社会・医療サービス、教育サービス。例えば保育であったりとか、幼稚園を運営しますとか、高齢者福祉サービスを行いますとか、そういった法人が非常に多くございます。一方でB型の方は、多様な事業の実施が認められておりますので、割と自由にいろいろなサービスを提供しているという状況でございます。B型に関しては労働者のうちの30%が社会的に不利な立場にある方で占められなければならないという条項がございます。

設立に関しましては、利益の分配は禁止はされておられません。また、分配利潤は全利潤の80%を超えてはならないとか、利益率が郵政省発行の債権利率の2%を超えてはならないとか、こういった規定がございます。法人を取るときには、国の登録名簿に届出をする必要があります。一方、地方自治体に関しては入札あるいは補助事業などにエントリーする際には、州が登録名簿を管理しておりまして、これに必ず登録をしなければ入札に参加する、補助をいただくということができないわけですけれども、強制ではありませんで、入札に参加しない場合については、特に届出をしていない団体も実際には存在するという状況でございます。

イタリアに関しましても、政府による直接的な支援についてまとめてございます。社会保障料、保険拠出金をB型の場合は国が補てんするといったこと。あるいは不動産の購入に関してはA、B共に税務面での免除があるということ。優先的な委託契約の受注に関しましては、B型の場合は20万ユーロ以下の入札契約に関しては、優先的に参入することが認められております。20万ユーロ以上になりますと、今度はEU圏内の一般的な競争を阻害しないようにという条項がありまして、20万ユーロ以下は非常に厳格に守られているという状況でございます。

これは政府による支援ですが、これ以外にも例えば6ページに Confcooperative という

連合組織と書いてございますが、こういった協同組合の全国組織が例えば社会報告書の作成についてサポートをする。実際に見せていただいたんですが、オンライン上で項目を入力するだけで社会性の報告書を簡単につくることができるようなシステムを無料で提供するなど、そういった形で全国組織が小さな社会的協同組合をサポートしているという状況がございます。

また、A型、B型、コンソーシアム、それぞれヒアリングを行いました。先ほど行政からの金額が非常に大きいという御指摘でありましたけれども、実際にそのとおりでございます。例えばA型の **Nuove Risposte** という団体ですが、これは保育サービスをやっておる団体です。事業収入全体の80~90%が行政からの委託で賄われております。ただ、ヒアリングを行っていると、行政依存という感覚は彼らは余り乏しくて、むしろ行政が必要なサービスを提供しているんだから、それを購入するのが当然でしょうというスタンスです。

下のダルコグループ。これはB型の社会的協同組合が4つと、その4つの社会的協同組合が共通で組み合わせなければならない事務部分を別の協同組合として設立をして、4つの社会的協同組合と1つの協働組合、合計5つの協働組合でグループを構成している組織です。この辺りなどは例えば病院の予約システムであるとか、コールセンターであるとか、相手を活用した障害を持った方でも比較的労働参加をしやすいような形態で、事業を新しく創造しながら、州からの委託事業を獲得していくことで財政的な安定性を確立している。ただ、民間事業者に対するアプローチも決して忘れてはおらず、割とイノベティブな活動をしていくというところに注力をしている団体も中にはあるなという印象を持っております。

続きまして、韓国の御報告をいたします。7ページ目に入ります。韓国の場合は2007年より施行されております比較的新しい認証制度になっております。こちらは法人格のいかに問わず、審査によって社会的企業を認証する仕組みになっております。現在、501件の社会的企業が認証をうけております。労働部等が審査を行っております。審査の項目としては1の①、②、③のとおりでございます。実際の法人格としては、商法上の会社が4割以上を占めております。民法上の法人がその次、非営利民間団体が約20%程度となっております。

韓国については政府による支援が8ページにまとめてございます。比較的政府支援が多岐に渡っておりますので、1つのページを使って御説明をしております。一番大きいのは人件費補助。専門的人材人件費補助もございます。社会保険料の支援や財政支援、税制支援、優先購買の支援、経営コンサルティング支援といった非常に多様な支援を行っております。

この支援ですけれども、社会的企業として政府から認証を受けた事業者が必ずすべての支援を受けられるということではありませんで、この中で例えば経営コンサルティング支援であったりとか、専門人材の補助などは割と公的支援を受けるときにはスクリーニングがあったりとか、審査があったりとか、そういう状況にあります。

韓国についてはかなりたくさんの方々にヒアリングをさせていただいております。個別に言及していきますと時間の都合もありますので、簡単に説明をさせていただきますと、どの団体も押し並べて、認証のメリットとしては人件費の補助を挙げられます。これは再生的なサポートとしては、人件費補助が非常に大きいという御意見がございます。しかしながら、ここ1～2年の傾向かと思えますけれども、社会的企業の事業者としての提供するサービスの質の向上に関して非常に言及される方が多くございまして、人件費補助に限らない例えばソーシャルマーケティングの部分の支援をしてほしいとか、コンサルティング費用についてももう少し予算が拡大できないかとか、そういった御意見もヒアリングの中では割と多く聞くことができました。

続きまして、アメリカのL3C、11ページになります。これについて御説明をさせていただきます。法人制度としましては、LLCに準拠する形の低営利型の法人格となっております。現況としましては、2011年6月時点で当期法人が406件となっております。ただし、実質的に通算している事業者もこの中には含まれると考えられまして、実際には406よりももう少し少ないのではないかと御意見でございました。

L3CはそもそもがIRSの定めるPRPの基準に合致していることを明確にすることを目的にして、制度設計がなされております。政府による支援を11ページの右下にまとめてございますが、直接的な税制優遇が存在しないという現状がまずございます。L3C自体がPRI基準に合致している法人格であるということから、民間からの資金調達を容易化することがそもそもの目的として設立されております。しかしながら、一般的にPRIがなかなか奮ってはいないという状況があること。それから、PRI基準にL3C自体が合致しているにもかかわらず、L3Cの認知度が比較的低調であるということがありまして、資金提供者の方からPRI基準に合致する証明を個別に必要としないんだということがなかなか認知されていない。その結果、PRIの資金がなかなかL3Cに循環してきていないという状況があるというのが現状でございます。

ヒアリング結果につきましても、その辺りのことが書いてございます。特に例えばAmericans for Community Development LLCの団体などに伺いますと、財団によるPRIの利用を促すための税改正に向けて、2008年ごろからロビー活動を継続されているという状況がございます。設立の手续が比較的容易であり、また報告も簡便であるということから、L3Cの法人格自体を歓迎する声がありつつも、資金調達面でのメリットとして民間資金の流入を喚起するといった、もともとの目的に関してはまだまだ発展途上かなという印象を持っております。

最後にまとめでございます。14ページでございますが、CIC規定に関しましては、先ほどお話ししたバス会社の事例のように、チャリティーのステータスを維持しながら商業活動ができるという意味では、非常に可能性があり、魅力的な法人制度であろうかと思えます。しかしながら、規定によって各種の制約が発生する。言ってみれば面倒くさいという御意見も中にはございますし、資金調達面で直接的なメリットがあるわけではないねという御意見もありまして、評価は分かれる仕組みかなと思えます。

イタリアに関しましても、制度設立から 20 年が経過しておりまして、かなり社会の中で定着をしている仕組みだなという印象を持っております。調査に関しましては入札時の優遇に関して言及する声は非常に大きくございまして、随意契約に関して歓迎する声がありつつも、B型に関しても民間企業からの自主努力を行っている例も確実に存在することが確認できました。

韓国についても人件費補助については、登場してきた小規模事業者にとっては非常に魅力的。しかしながら、これ以上の発展のためには、質的な向上が必要だという御意見が強くあったという点。

アメリカに関しましても、資金調達に依然として苦勞する L3C が多いという現状から、まだまだ継続的なロビー活動は必要な現状かなと思います。

以上が各国の制度についての報告でございます。実際に定着度合いに差が見られるなどという印象を持ちました。制度を利用する事業者数にも多寡が各国によって非常に大きく分かれるかなと思います。認証制度の設置や法人格を設置することで、ある程度社会的企業というもの、あるいは社会的協同組合といった概念が一般に浸透していくという効果はないとは言えないかなと思いますが、効果の度合いについては各国によって、かなりまちまちだなという印象を持っておりますし、また大事な点として社会的企業の数が増えるということと、質的な部分で効果が得られる。社会型が簡潔するということは、また別のことかなと考えますので、質の向上という観点での施策も各国ともに苦勞をしながらやっているというところがあるかなと思います。

以上でございます。

○井野内閣府参事官 事務局から 1 点誤連蔵でございます。ただいま御報告をいただきました法人制度の海外調査のほかに、以前、中間段階で事務局から御報告をさせていただきました法人制度に関する国内調査。もう一点、公契約の関係で調査しておりました地方公共団体における「新しい公共」の担い手との共同に関する調査。これらにつきましても一応、最終的な報告書の形になっておりますので、今、御説明をいただきました海外調査等を含めて、3 点報告書がありますので、委員の皆様方に参考にお配りできるように用意をさせていただきますので、後でお渡ししたいと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問などがありましたら、どなたからでもどうぞ。駒崎委員。

○駒崎委員 御報告をありがとうございます。ただ、全体的に余り満足のいく内容にはまだなっていないという印象を受けました。幾つかあるんですけども、例えば先般、ソーシャル・ストック・エクステンジ・マーケットについて、海外でそういう事例もあるから非常に面白いので、ここも是非調べていただきたいということを私は発言させていただいたんですけども、一つもそれに関して話が入っていない部分がありまして、大変残念だなと思いますので、追加で調査をいただけるのであれば、是非挿入いただきたいと思っております。

8 ページ、韓国の社会的企業の人件費の 10%、人件費の 20%、人関費の 30%、これは人件費でいいんですね。ミスが多いかもしれません。

11 ページ、L3C の資本構造の部分ですけれども、「理論的には、ハイスクールローリタンの投資を行うことができる財団が」と書いてあるんですけれども、これは高校ですか。ハイリスクですね。これはすごく重要な調査で外にも出ますし、国として出すので、せっかくの調査の信頼性がなくなってしまうので、是非注意して見直しをしていただければいいなと思います。

もう一つは、B-Corporation について言及していただいて非常にありがたいなと思ったんですけれども、さっき残念と言ったんですが、全体的に残念なんですけど、L3C に関してはこの調査でヒアリング等々を行って、まだ余り日本に知られていない部分に関して掘り下げていただいて、ここの部分はすごくよかったなと思いました。

ただ、これは私の知識不足でむしろお聞きしたいんですけれども、14 ページ「L3C 以外にも社会的企業の法人格として B-Corporation や Flexible Purpose Corporation 等があり」と書いてあるんですけれども、B-Corporation はエンティティはあるんですか。実際に法人格はできているんですか。そこをお教えいただきたいと思います。なぜなら、これはアメリカの社会的企業の法人格という調査において、L3C が最も新しいという認識の下、始まっているんですね。B-Corporation は私が知る限り、B ラボという NPO が単に列挙をしているというだけだと思っていたので、法人格ができたのだとしたら、それはすごく大きなニュースだし重要なことなので、是非教えてもらいたいと思いました。

特に L3C に関しては、ヒアリングログ自体をウェブ等で出していただければいいなと思います。今、これをヒアリング結果ということで数行で書かれているんですけれども、多分もっといろいろと重要な質問を聞かれていると思うんです。その部分は業界的にも共有すべき重要なデータだと思いますので、三菱総研さんがピックアップされた数行よりももっと奥の方に多分重要な何かが詰まっているように思うので、逐語訳でいいので、どこかからダウンロードできるようにしていただければ非常にうれしいなと思います。

以上です。

○稲継座長 幾つか質問がございまして、答えられるところで答えていただきたいと思います。

○三菱 UFJ まずヒアリングの結果につきましては、かなり細かいヒアリングの結果の内容を報告書の本体に入れ込んでおりますので、逐語訳を見ていただくよりも、そちらを見ていただくのが簡便かつわかりやすいかなと思います。

○駒崎委員 補足資料みたいな感じで、そのヒアリングログみたいなものがどこかに付いているという感じですか。

○三菱 UFJ この調査報告書自体がヒアリング結果を丁寧にまとめた報告書になっているので、相当部分が重複する内容になろうかと思っておりますので、ヒアリングメモを付けるという事よりも、中身でかなりヒアリングメモよりもわかりやすく、発言も漏らさずに盛り込んでいるつもりですので、そちらを見ていただくのがいいかと思っております。

報告書はウェブで公開されますか。

○井野内閣府参事官 その取扱いはまだ決めておりません。少なくとも委員の皆様方にはお配りする予定です。

○三菱 UFJ それから、Flexible Purpose Corporation についてはカリフォルニア州で今年2月に法案が提出されたという状況でございます。法人格がありと書いてしまいましたので、法人格として設立されていてというようなニュアンスで受け取られたかと思いますので、これは誤解を招く表現でした。もうわけありません。

実際に L3C 以外にも社会的企業、あるいはこういった社会的な公益的な目的を基本とする事業者を応援するための法人制度がアメリカ各地で議論をされているというようなお話がヒアリングの中でありまして、そのときに複数の法人格の形態が提案された。そのうちの 하나가 B-Corporation であり、Flexible Purpose Corporation であったという理解でございます。申し訳ございません。

○駒崎委員 だとすると、法人格ではないですね。

○三菱 UFJ はい。今、法人格として法案が提出されているという状況でございます。

○駒崎委員 B-Corporation は本当にされているんですか。

○三菱 UFJ 今のところ Flexible Purpose Corporation については法案が提出をされております。B-Corporation については確認をいたします。

○駒崎委員 そうしたら「社会的企業の法人格として B-Corporation や Flexible Purpose Corporation 等があり」と書いてあるので、誤りになってしまうのではないですか。

○三菱 UFJ 誤解を招く表現でした。申し訳ございません。

○駒崎委員 B-Corporation はBラボさんが、こういうのがあるべきだよねという形でウェブにリストを出していて、ムーブメントをつくっていかれようとしていたりするので、そのムーブメントのつくり方は非常に参考になりつつ、今回の議論は法人格をどういかに実現するか。その中で税制の優遇策であったりとか、あるいはその選別をどうしようか。そういったところから、日本でそういうものをつくるときにどうつなげていこうかという調査のはずなので、そこの部分はすごく重要ですし、誤った表現を日本に紹介してしまうとミスリードしてしまうんです。

○稲継座長 では、井上委員。

○井上委員 御報告をありがとうございました。1点だけ質問とコメントです。質問としては私も理解が足りていなかったかもしれないんですけども、例えば CIC だと別に法人格を持っていて、CIC としても認定をされるもので、韓国の場合もそうですね。物によって別の法人格を既に取得済みな上に、社会的な企業として承認されるものと、それそのものがメインの法人格になるものに分かれているのかな。そこが混乱していて、L3C の場合はこれそのものが法人格になるわけですね。そういう理解ですね。

○三菱 UFJ はい。説明いたしますと、L3C は L3C として1つの法人格として成立をしております。CIC に関しましては、取り得る法人形態としてカンパニー・リミテッド・バイ・ギャランティーとプライベートカンパニー・リミテッド・バイ・シェアーズとパブリック

カンパニー・リミテッド・バイ・シェアーズといういわゆる会社法上の営利法人の法人形態がございませぬ。

この法人形態の上に CIC の規定として追加条項といいますか、更にクリアすべき条項が設定されていて、その条項をクリアしたものが CIC と呼ばれるという立て付けになっています。CIC と呼ばれるものは今、言った3つの営利法人の法人格の上に CIC というものがあるというつくりになっています。ですので、CIC 規定という訳をここでは使っておりませぬ。

○井上委員 そうすると今後、日本でこうしたものを導入する際に、どちらのスタイルを取っていくのかというのは、それぞれプローズコンズがきっとあると思うんです。現時点でどういうことが考えられるかという知見があれば、教えていただきたいんです。

○三菱 UFJ これは私が発言すべきことなのかどうか迷うところですが、認証制度であれ、法人制度であれ、行政がどれほどコントロールを効かせたいかというところがかなり大きくあるなと思います。コントロールを効かせるということは、言ってみれば資金面の優遇策を付けるとか、典型的な例が韓国だと思えますけれども、割としっかり管理下に置きながら優先的な条件を入札のときに付けるとか、活動しやすい環境を行政がかなり強力で推進していくとかということが一つあるかと思えます。

一方で L3C のように、非常に簡易な仕組みで設立をするけれども、実際の資金的なメリットであったりとか、法人運営上のメリットは薄いという仕組みもありますし、それは認証や法人格、どちらがいいかという話でもなくて、どれくらい官により規定というか、コントロールを効かせるかというところとメリットが、どの国の制度を見てもバランスが取られているかなという印象を持ちました。

○井上委員 そうすると今後、この委員会の中で法人格の話を進めるときに、認証としていくのか、法人格そのものをつくっていくのか。そもそも我々が何を目的にこの制度を考えるかという制度設計の根本に関わる問題になってくるという理解でよろしいですね。

○三菱 UFJ そうだと思います。

○井上委員 あと最後に簡単に少しコメントでもあるんですけど、おっしゃっていた一番最後のページにある、結果として社会的企業が量的に拡大すること、事業者の質が向上し課題解決が促進されることが目的であるというのは、私も全くそのとおりだと思っております。そういう意味では今後、リサーチが続けられるかどうかは知らないんですけども、今後必要な方向性としては、恐らく法人制度そのものだけではなくて、その社会におけるほかの部分の先ほど駒崎委員からも指摘のあったソーシャル・インベストメント・ファンドであったりとか、名前は忘れてしまいましたけれども、イギリスは今ピックソサエティのコンセプトの下にさまざまな社会企業なり、ソーシャル・エンタープライズを支援していく各種制度の組み合わせ、あとは公契約も大きく効いていて、その結果として、例えばイタリアのコメントにもありましたけれども、要するに我々は自信があると言っているわけですね。

6 ページの一番上にありますけれども「行政側が必要なサービスを同団体から『購入』

しているものだという認識」だと。実は同様のコメントを私がイギリスにいたときも結構聞いていまして、各ソーシャル・エンタープライズが非常に自信を持っていて、彼らの収入源のほぼ3分の2であったりとかが、典型的な3分の2が行政からの収入であるにもかかわらず、下請けであるという認識を全くなく、当時は選挙前だったんですけれども、キャメロン首相になる前だったんですが、総選挙でどちらの政党に転ぼうが我々のサービスは非常にクオリティーが高く、代替えができないものであるから、どのみち政府は我々と契約するだろうと。非常に高い質に対して、しかも私たちのサービスは高いよとまで言っていましたけれども、そのような非常に力強い政府の行政サービスを自信を持って代替えするような高いサービスが、社会的企業から提供されるような状態。しかも彼らが競いあっているという健全な市場性、競争及び公共性、高いサービスを実現する状態が多分我々の目的であると私は考えているので、そういう意味でこの法人制度及び公契約の在り方であるとか、組み合わせをどのようにデザインしていくのが今後、他国のリサーチに関しても広めのスコープで的を絞ってみた方がいいのかもしれません、我々の検討課題もそういうことなのかなと思いました。

○稲継座長 ありがとうございます。ほかに何か御意見、御質問等がありますか。

塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 短期間にお疲れ様でした。質問と認識が若干違うので、イギリスのCICの場合、コミュニティ・インタレスト・カンパニーの場合は、14ページのまとめのところで、確かにこういう商業活動を行う子会社を持ちながら、チャリティーのステータスを維持できるという形態もあるんですが、勿論コミュニティ・インタレスト・カンパニーを取るとチャリティーの資格は失うわけですね。ここに出ているECTとかハックには私も行ったことがありますけれども、それをグループ経営ですね。チャリティーは残しながら、株式会社とかCICも一緒にグループでやっているというケースで、組織単体そのものがCICに移行する。例えばソーシャル・エンタープライズ・ロンドンとかは組織そのものがCICに移行して、チャリティー資格を失っているわけです。むしろこの法の趣旨というか、CICの趣旨は税制優遇とか頼らないで、むしろ市場型で活躍する社会的企業を、市場型と言ってもさっきおっしゃったように、イギリスの社会的な場合は公共サービス市場が多いんですけれども、やはり税制優遇とかに頼らないで活動する社会的企業を育成しようというのが背景にあるので、これが主流のように考えられるとちょっと違うのではないかと。今でもCLGがチャリティーの場合は主流だと思いますけれども、責任会社の形態でなおかつ収益事業をやるケースだってありますし、そういうチャリティーと子会社を組み合わせると何の不自由もないというところもあるので、ここの部分はちょっと違うのではないかと思います。

○三菱UFJ これが冒頭に来ていることで、割とチャリティーのステータスを維持しながら商業活動を行うCICというのが一般的な印象を持たれてしまうところも、確かに御指摘を受けて考えてみますと、あるかなと思います。割と一般的な例は、こういう使い方もあるよというレベルの話なのかもしれません。

○稲継座長 ほかに。では、坪郷委員、どうぞ。

○坪郷推進会議委員 調査を短期間にやっていただき、どうもありがとうございます。私自身いろいろとお聞きした中で、より詳しく報告書を拝見してからと思っはいますが、日本における新たな法人制度が必要であるという場合の議論の論点が2つあると思うんです。

1つの論点は、3～4人という少人数で出資が可能な新たな非営利法人格の仕組みが必要だろうというのが1つで、法人格が少人数でも簡易に取れるのが一つ課題であると思うんですが、もう一つは障害者雇用などの、韓国の場合には社会的な脆弱層という言い方をしていますが、そういう層に対する支援制度は法人格とは別の仕組みとして必要ではないか。その二通りの仕組みの組み合わせという形での議論が必要ではないかと個人的には思っています。

今回の調査をされて一番最初の論点ですが、少人数で出資ができるという形での法人格の制度として、それぞれがどう機能しているのか。あるいはどう使われているのかというのは、その関連で何か調査をされていて、気が付いた点があれば、教えていただきたいです。

○三菱 UFJ イタリアの社会的協同組合の場合は、たしか9人以上のメンバーがいないと法人として成立しないという法人形態だったと思いますので、坪郷先生のおっしゃいました2～3人でという形には当てはまらないのかなと思います。

一方で、例えばCICなどに関しましては、出資者が例えば2～3人であっても成立する仕組みであるという点では、おっしゃっているイメージには合致するものではあるように思います。

○坪郷推進会議委員 あとはイギリスのCICの場合、これは塚本さんがいろいろと調査をされていると思いますが、私が聞いた話では、今日は優遇の部分がないのということと言われたんですが、余り数としては拡大をしていないのではないかという評価もあるんですが、それについてはどうなのでしょう。チャリティーも組めた複合的なグループとして活用するというやり方がむしろされているんだろうと思いますが、これ自体が広がる傾向にあるのかどうかということでは、どうでしょうか。

○三菱 UFJ CICにつきましては、今日お示ししました資料の2ページに法人の件数についてグラフが載っておりますので、このとおりでございます。割とここ数年、伸び方が見られるなという印象を持っております。

○稲継座長 ほかにいかがですか。駒崎委員。

○駒崎委員 報告書にまとめる際に大切なポイントは、出資というポイントだと思います。日本において、なぜ社会的企業、新しい法人格の必要性が出てきたかといったときに、出資ができるということですね。それはある意味、意思決定権を規定できたり、あるいはまちづくり会社で町のみんなから出資を受けて、それを原資にやっという、確かに寄附というのは一つのファンドレーシングの方法ではあるんですけども、そこに更にコミットメントを持たせる、主体性を持たせるという意味において、非営利型の出資が必

要なのではないかというところから、ある種議論が始まっていったりしている部分があるので、今回は例えば CIC のまとめでもベネフィットがないからあれですねみたいな感じで終わっているんです。

一報で、チャリティーにはない出資によってつくっていきこうということが可能であったりとか、あるいは韓国の社会的業でも NPO よりも商工所の会社の方が多い。これは何を意味しているのだろうか。日本だと社会補的企業は NPO が多かったりというイメージがありすけれども、逆に出資のできる会社経営態を選んで、更に認証をかぶせるという方が多かったりする。そういった意味においても出資はかなり大きなポイントではあるので、そうした観点からもまとめていただくことが今後の基盤をつくってくれるのではないかと思いますので、報告初においてはそういったところも入れていただくことを期待しております。

重ねて言いますけれども、出資の非営利型の株式においては、ソーシャル・ストック・エスクチェンジ・マーケットでありとか、あるいは井上委員がおっしゃった出資して助成するパーシェント・ファンドみたいな言い方をしますけれども、超長期で助成に近いような形で出資するみたいなファンドの在り方も海外ではなされていますので、そういったところを盛り込んだ形の報告書にさせていただけると大変うれしいです。

○井野内閣府参事官 報告書ということにつきましては、これは委託調査の報告書として、もう委託先の三菱 UFJ さんから当方の方にいただいておりますので、それは一定の仕様書に沿って海外の調査を行っていただいたわけですから、それを参考にしつつ、我々が今後、本調査会でいろいろと議論をして、そこで何か調査報告をまとめて、この調査会でまとめていく際にそういう観点を踏まえて、しっかりと御議論をいただいた上でやっていくということかなと思います。

○駒崎委員 今後はどういうふうに調査は継続ですか。例えばどこかの事業者さんに振ってということをもう一度やるか。それともこの内部の中で行っていくかというのはどうなりますか。

○井野内閣府参事官 そこはまだ決まっているわけではありませんので、今後このテーマについて、この調査会で議論をいただく際に、更にどういうところでどういう調査が必要なのかという御議論があれば、こちらの予算の範囲内という制約がありますけれども、また調査をすることも検討をいたしますし、ファクトとして今回調べていただいたようなことを参考にしつつ、あとは委員の方々の知見を基にまとめていくのか。そこはまた御相談をさせていただきながら、やらせていただくということかと思えます。

○駒崎委員 では、もうできてしまった報告書は、いつものようにみんなに配られるというだけになりますか。PDF でどこかに上げられたいはしませんか。

○井野内閣府参事官 そこは検討します。

○駒崎委員 それは是非やっていただきたいと思えます。こういう太いのがあっても、みんなに配られておしまいみたいなのがいつものパターンだと思うので、それを繰り返してはならないと思えます。鹿児島県の学生がレポートをするときにダウンロードできて、そこ

から学べるみたいにしていかないと、ここの業界の議論は進まないのでは、是非それはやっていただきたいと思います。

○井野内閣府参事官 そこは検討させてください。

○稲継座長 ありがとうございます。それでは、法人制度の在り方に関しましては、本日の調査結果も参考にしつつ、今後議論を進めてまいりたいと存じます。

また、併せて今日の決定をいただいた報告案ですが、この報告の最後の14～15ページで残った、引き続き検討事項と課題とされた、例えば休眠口座とか、そういった事項についても今後議論をいただくこととなります。具体的な開催のめどにつきましては、事務局から改めて御連絡させていただきたいと思います。

何か特にとということがございませんようでしたら、これで閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、今日の会議はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。